



JASDAQ

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 内外テック株式会社
代表者名 代表取締役社長 権田 浩一
(JASDAQ・コード3374)
問合せ先 常務取締役 中 田 治
電 話 03-3704-0620(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、平成18年6月27日開催予定の当社第45回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。
- (2) 公告の利便性の向上および公告掲載費用の節減のため、公告の方法を変更し、電子公告を採用するものであります。併せて、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行され、取締役会の決議により自己の株式を取得することについて、第6条(自己の株式の取得)を新設するものであります。
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (5) 「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が施行されたことに伴い、定款に定めを設ければ、株主総会参考書類、事業報告、計算書類等を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、安価で情報を十分に掲載できる方法として、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
- (6) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への周知を図るため、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)にもとづき代理人の員数を定款に規定するものであります。
- (7) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行され、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるようになりましたので、迅速な意思決定を可能とするため、所要の変更を行うものであります。
- (8) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行され、大会社以外においても監査役会の設置が可能となりましたので、従来に引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、第31条(監査役および監査役会の設置)を新設するものであります。

- (9) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行され、監査役の責任軽減制度が創設されました。これに伴い、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第42条(監査役の責任免除)を新設するものであります。
- (10) 現行定款の条項につき、上記の変更・新設に伴い一部条項数を繰り下げ、整理するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりとなります。

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを <u>行う</u> 。	(公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数) 第5条 当社の <u>発行する株式の総数</u> は、1,700万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の <u>発行可能株式総数</u> は、1,700万株とする。
<新設>	(自己の株式の取得) 第6条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
<新設>	(株券の発行) 第7条 当社は、 <u>株式に係わる株券を発行する。</u>
(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第6条 当社の <u>1単元の株式数</u> は、1,000株とする。 2. 当社は、 <u>1単元の株式数</u> に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の <u>単元株式数</u> は、1,000株とする。 2. 当社は、 <u>単元株式数</u> に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。
<新設>	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の <u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、 <u>次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> ①. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> ②. <u>次条に掲げる権利</u>
<新設>	(単元未満株式の売渡請求) 第10条 当社の <u>単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>

<p>(株式取扱規則)</p> <p>第7条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、単元未満株式の買取り、株券の再発行その他株式に関する<u>手続き及びその手数料</u>については取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録<u>または抹消</u>、信託財産の表示<u>または抹消</u>、単元未満株式の買取り<u>および売渡し</u>、株券の再発行、その他株式に関する取扱い<u>および手数料</u>については、<u>法令または本定款のほか</u>、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>当社の名義書換代理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、単元未満株式の買取り、株券の再発行その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿<u>および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿</u>に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期の定時株主総会</u>において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿</u>（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使<u>することができる</u>株主とする。</p> <p>2. <u>前項に定めるほか、必要あるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</u></p>
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第11条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 <現行のとおり></p>

<p>長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	
<p><新設></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第 16 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、<u>法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第13条</u> 当社の株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として株主総会においてその議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(株主総会の議事録)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</p>	<p>(株主総会の議事録)</p> <p><u>第19条</u> 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p>

<p>第15条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 当社の取締役は、株主総会において発行済株式総数の内、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>第20条 <現行のとおり></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期)</p> <p>第17条 当社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p><新設></p>	<p>(取締役会の設置)</p> <p>第23条 当社は、取締役会を置く。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第19条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集しその議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 <現行のとおり></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>

<p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>集の<u>手続き</u>を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</u></p>	<p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の<u>手続き</u>を経ないで取締役会を<u>開催す</u>ることができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数の決議をもってこれを行う。</p> <p><新設></p>	<p>(取締役会の決議方法等) 第27条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができ</u>る取締役の過半数が出席し、その過半数の決議をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会の<u>議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</u></p> <p><新設></p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p>
<p>(取締役会規程) 第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款の<u>定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の<u>ほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(報酬及び退職慰労金) 第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><新設></p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第31条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>

<p>(員 数)</p> <p>第25条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第32条 <現行のとおり></p>
<p>(選 任)</p> <p>第26条 当社の監査役は、株主総会において発行済株式総数の内、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任 期)</p> <p>第27条 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第28条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会)</p> <p>第29条 監査役をもって監査役会を構成する。監査役会は法令に定める権限を有するほか、その決議をもって監査の方針、当社の業務及び財務の状況の調査の方法、その他の監査役職務の執行に関する事項を定める。</p>	<p>(監査役会)</p> <p>第36条 監査役をもって監査役会を構成する。監査役会は法令に定める権限を有するほか、その決議をもって監査の方針、当社の業務および財務の状況の調査の方法、その他の監査役職務の執行に関する事項を定める。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを招集することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほか監査役会の過半数によって決する。</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>

<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令に別段の定めがある場合、または定款に定めがあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第34条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p><新設></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第36条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は、登録質権者に支払う。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中</p>

<p><u>条ノ5の規定にもとづく金銭の分配（中間配当金という）を行うことができる。</u></p>	<p><u>間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間) 第38条 <u>当会社の利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第46条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

(注) 上記変更案は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会で決議いたしました内容ですが、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 45 回定時株主総会に提案する際には、文言の修正等を行なう場合があります。